「保育園とくすり」について

保護者の方へ

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課

１．お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、登園できないときは保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合万全を期すために「くすり依頼書」に必要な事項を記入していただき、くすりに添付してください。

２．医師の診察を受けるとき、お子さんが保育園に通園中は原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

３．持参するくすりについて

①くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。

②保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園では対応できません。

③座薬の使用は行いません。

※注

①医師が処方したくすりには必ず「くすり依頼書」を添付してください。

②慢性の病気などで「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。

③服用するくすりは１回分に分けて持参してください。

（塗り薬に関しては継続してお預かりしますが、一ヶ月単位で薬を確認して、再度薬と「くすり依頼書」を出しなおしてください。）

④袋や容器には、お子さんの名前を記入してください。

４．「くすり依頼書」について

①全ての欄がきちんと記入されていないと、対応できませんのでご了承ください。

②くすりと「くすり依頼書」は、必ず保護者が担任に手渡しください。

（担任もしくは検診当番）

※ ホクナリンテープを張っているお子様は「塗り薬依頼書」のご提出をお願いします。

保育園では原則としてくすりの使用は出来ませんが、医師の診察によりやむをえず使用しなければならない時には、下記の事項をよく読んで、今後は「くすり依頼書」にご記入のうえ申し出て下さい。（第二福田保育園園長）

第二福田保育園長様　　令和　年　月　日

薬服用依頼書

保護者記入	保護者名			
	園児名	組　（　歳　ヶ月）		
	病（医）院	処方日　月　日		
	病名（症状）			
	上記のため、服用するよう指示されましたので飲ませてください。			
	薬の剤型	粉 ・ 顆粒 ・ シロップ ・ その他		
	薬の数	種類	飲ませ方	混ぜてよい ・ 混ぜない
	朝の検温	時　分		度
	使用時間	食前 ・ 食後 ・ その他　時 ・　時		
保育者記入	確認書 保護者様 受領者 投与者 依頼された薬は上記の通り飲ませました。			
	投与時の様子（気付いたことがあれば記入）			

※ ・全ての欄がきちんと記入されていないと対応できませんので
ご了承ください。
・薬の袋や容器に名前を書いて、この用紙と一緒に保育士に
手渡してください。

第二福田保育園長様　　令和　年　月　日

塗り薬使用依頼書

保護者記入	保護者名	
	園児名	組　（　歳　ヶ月）
	病（医）院	処方日　月　日
	依頼日	月　日　～　月　日
	病名（症状）	
	上記のため、必要に応じて使用するよう指示されましたので塗布してください。	
	必要時の状況	
保育者記入	確認書 保護者様 受領者名 投与者名 依頼された薬は上記の通り塗りました。	
	塗布時の様子（気付いたことがあれば記入）	

※ ・全ての欄がきちんと記入されていないと対応できませんので
ご了承ください。
・薬の袋や容器に名前を書いて、この用紙と一緒に保育士に
手渡してください。